

結婚等により改名・住所変更をしている場合

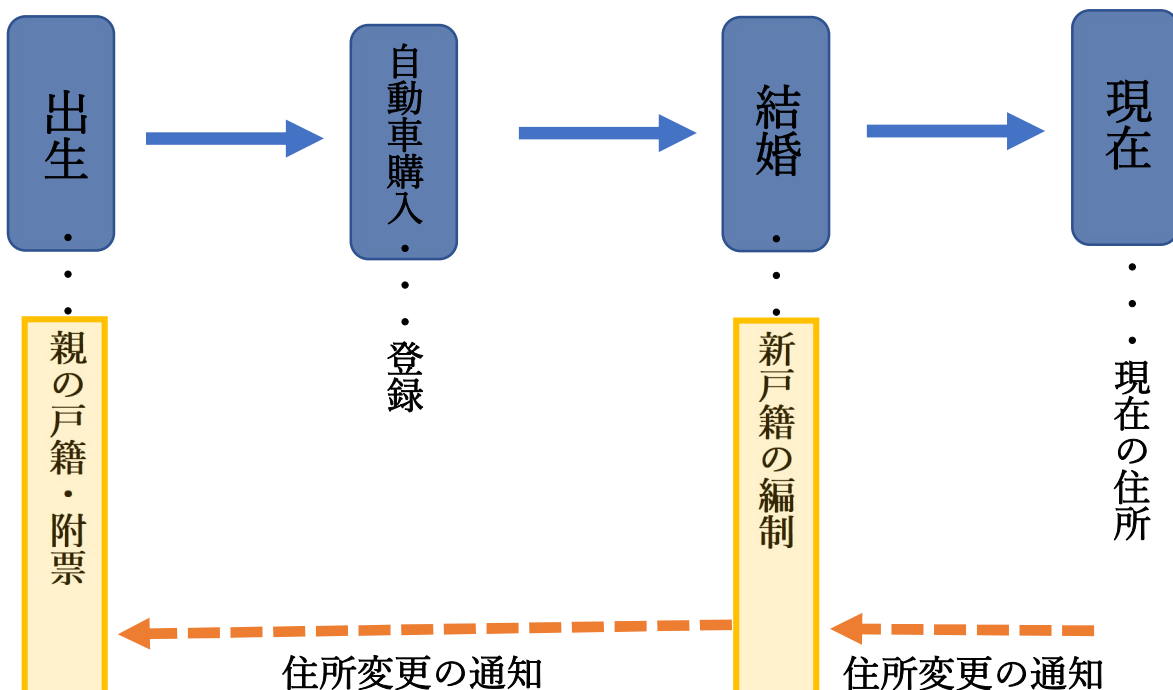
【新戸籍の編製】 移転登録に必要な書類

- 1、 検査証の所有者の戸籍謄本
 - ・改名の原因と日付を確認する為
- 2、 検査証の所有者の、親の戸籍にいた時の戸籍の附票
 - ・検査証の住所から新戸籍地の住所まで繋がるもの
- 3、 結婚（新戸籍の編製）後、住所変更があった場合
 - ・新本籍地から印鑑証明の住所まで繋がる住民票
 - ・住民票で繋がらない場合は更に戸籍の附票

※検査証の住所から印鑑証明の住所まで繋がるもの

- 4、 印鑑証明証・委任状・譲渡証

○出生から結婚さらに現在までのフロー



謄本等の種類と説明

① 戸籍謄本

現在生存している人がいる場合の戸籍

② 改正原戸籍

民法、戸籍法改正などの理由(鹿児島市の場合平成13年のコンピューター化による「平成改製」と昭和20年の民法改正による「昭和改製」の二回あります)で戸籍を作り直された前のもの。

(カイセイゲン・ゲンコ・ハラコ等と呼ばれます)

③ 除籍謄本

戸籍に載っている人がいなくなったり、転籍等で閉鎖されたもの。

④ 戸籍の附票

戸籍に記載されている(いた)人の住所が全て記載されているもので、戸籍の別表としてつけられているもの。住所の履歴がわかります。

⑤ 住民票の除票

行政区画(市町村)外への住所移転をした場合に閉鎖された住民票。以前の住所がわかります。